

<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五条、附則第六条（国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。）、附則第七条から第九条まで及び附則第十二条の規定並びに附則第十条中裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則に一号を加える改正規定（国家公務員倫理法第十条から第十二条まで及び第二十二条から第三十九条までの規定に係る部分に限る。）</p> <p>公布の日</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第二三〇号）抄</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後に従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>

<p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第二三〇号）抄</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第二三〇号）抄</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>

<p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第二三〇号）抄</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>
<p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則（平成一一年一二月二二日法律第二三〇号）抄</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一四年七月三一日法律第九九号）抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p>

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十二条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日をとする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。